

## 民主党案と与党案（併合修正後）の論点对比表

衆議院における相違点は5項目、参議院における追加相違点は2項目

論点	民主党案 (2007.5.8 提出)	与党案 (2007.4.12 修正可決)
1. 国民投票の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法改正のほか、国政重要問題のうち「憲法改正の対象となり得る問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題その他の国民投票の対象とするにふさわしい問題として別に法律で定める問題」を対象とする</li> <li>本法施行までに上記の法制を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法改正に限定</li> <li>「憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度」に関しては、その是非及び具体的制度設計について速やかに検討を加え、必要な措置を講じる</li> </ul>
2. 投票権者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳以上の日本国民</li> <li>本法施行までに関連法令を整備 (経過措置は規定しない)</li> </ul>	同左
3. 公務員等の政治活動の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>国公法・地公法等の政治的行為の制限規定を全面適用除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本法施行までに、憲法改正に関する賛否の勧誘その他の意見表明が制限されることとならないよう、国公法等に関し必要な法改正を行う</li> </ul>
4. テレビ・新聞等の無料枠の割当て	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞の無料枠なし（国民投票公報があるので不要。その費用をテレビ無料枠に充てるべき）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞の無料枠あり</li> </ul>
5. テレビ等における有料広告（スポットCM）	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止期間は発議から投票期日までの全期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止期間は投票期日前2週間</li> </ul>
6. 同一案の再発議関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法改正国民投票において国民の承認がなかった憲法改正案と同一の憲法改正原案の発議に当たっては、当該憲法改正国民投票の結果を十分に考慮するものとする</li> </ul>	（規定なし）
7. 合同審査会関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>各議院の憲法審査会の会長は、合同審査会の経過及び結果を憲法審査会に報告しなければならない</li> </ul>	（規定なし）

     部分は参議院において追加した部分